

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

公益財団法人 岩手労働基準協会（全基連岩手県支部）

外国人技能実習法が平成29年(2017年)11月1日に施行され、**7年5ヵ月**が経過しました。

技能実習の適正な実施及び技能実習生を保護するため、監理団体には監理責任者等講習を、実習実施者には技能実習責任者講習の受講を義務付け、また、技能実習指導員講習及び生活指導員講習の受講を推奨しています。

私ども全基連ではこれまで全都道府県で全講習を実施し、**平成29年(2017年)11月から全国で約50,500人(3月末現在)**の方々に事業運営するうえでの必須事項として受講していただき、受講者からは、「解りやすい、勉強になった」等のご好評をいただきました。

令和7年度(2025年度)岩手県では下記の日程で講習会を開催します。実習実施者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。なお、令和4年(2022年)8月8日、8月9日、8月10日に受講された受講者の皆さんは、3年が経過するまでに講習を受講してください。

※監理責任者等講習は今年度もオンライン講習を実施しています。日程については全基連ホームページでご確認ください。

講習名		開催日	募集開始日	募集締切日	講習時間等	受講料(税込)
実習実施者	技能実習責任者講習 会場：岩手労働基準協会 研修センター	7月16日 (水)	5月19日 (月) 15:00	申込締切日 6月20日 (金)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:40	13,200 円
	技能実習指導員講習 会場：岩手労働基準協会 研修センター	7月15日 (火)		振込締切日 6月23日 (月)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:20	12,100 円
	生活指導員講習 会場：岩手労働基準協会 研修センター	7月14日 (月)			受付開始 9:00 講習開始 9:25 講習終了 15:40	11,000 円

※養成講習は、①監理責任者等講習・技能実習責任者講習は過去3年以内の受講が必須です。講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。②技能実習指導員講習・生活指導員講習は過去3年以内の受講が優良要件の加点要素となっています。

※感染症対策：基本的には国・地方自治体の定める方針に従い実施します。なお、岩手労働基準協会では、

- ① 講習会当日の朝ご自宅にて体温計測をお願いいたします。発熱等の症状がみられる場合は受講を見合わせてください。
- ② 受講にあたっては、マスク着用は個人の判断に任せるとし、手指の消毒・咳エチケット等の感染症対策にご協力願います。(手指の消毒用アルコール消毒液を配置しております)

■講習会場 岩手県盛岡市北飯岡1丁目10-25「岩手労働基準協会・研修センター」

■定員 技能実習責任者講習・技能実習指導員講習・生活指導員講習各講習とも30名

■お申し込み 全国労働基準関係団体連合会のホームページから（「全基連」で検索）
または、岩手労働基準協会のホームページからも全基連HPに入れます。
岩手労働基準協会HP：<https://iwateroukikyo.com/>

■その他 駐車場はございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

お問い合わせ先 公益社団法人 全国労働関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL 03-5283-1031 FAX 03-5283-1032 担当：岡田、西津、高木